

令和8年春の全国交通安全運動の実施にあたり、学校等における交通安全教育及び通学路の安全確保に努めていただくよう、周知をお願いするものです。

7 文科教第1823号
令和8年3月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
公立大学法人を設立する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
塩見 みづ枝

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄

スポーツ庁次長
浅 野 敦 行

令和8年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）

この度、中央交通安全対策会議交通対策本部において、別添のとおり「令和8年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が令和8年4月6日（月）から令和8年4月15日（水）までの10日間実施され、特に令和8年4月10日（金）を「交通事故死ゼロを目指す日」とすることとされました。

今回は全国重点として、(1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保、(2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上、(3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底が定められ、また、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、都道府県の交通対策協議会等が地域重点を定めることができるとされています。

貴職におかれては、本運動の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、交通事故防止の徹底のため、警察等と連携し学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願い

いします。また、警察や道路管理者等と連携を取って、道路交通安全環境の整備を図り、通学路の交通安全確保に努めていただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長におかれては域内の市区町村教育委員会及び認定こども園主管部局、所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校、幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては所轄の学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の学校に対し、周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知するなど、貴職において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努めることにより、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。また、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、夕暮れ時や夜間における視認性の低下や交通量の増加などの危険性を踏まえ、明るい目立つ色の服装や反射材用品の視認性向上効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、基本的な交通ルールの周知に加え、歩行中における児童等の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）について理解させたり、児童生徒が高齢者などの世代が違う人々と共に交通安全教育を受ける場を設けたりするなど、世代間交流にも配慮することとし、歩行者の交通ルール遵守の徹底と地域の交通安全啓発活動への参加促進を図ること。

また、障害のある幼児児童生徒については、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、並びに地域の実態に十分配慮すること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」などを活用し、指導の充実を図ること。

（参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm）

特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、幼児等が交差点で信号待ちをしている際の注意の払い方、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険性などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後も学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。特に新 1 年生に対しては、リーフレット「クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん」を活用し、登下校時の安全について保護者と児童が話し合う機会を継続的に設けられるよう努めること。

(参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm)

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。また、保護者に対しては、運転者には歩行者保護の観点から横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務があることや運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性、飲酒運転、無免許運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として社会問題となっていること、自転車や特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）による交通事故が多発していること等を周知すること。

（２）安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、各市町村で策定されている通学路交通安全プログラム等に基づく取組を引き続き推進し、地域において学校、警察、道路管理者等の関係機関が密接に連携するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組の活用、スクールガード・リーダーの配置促進により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を構築すること。

また、同プログラムに基づく通学路の点検に当たっては、子供の視点に配慮するとともに、地域の実情を踏まえて実施し、把握した危険箇所については、警察や道路管理者等と連携して道路交通安全環境の整備を図り、交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ 学校の周囲における交通安全対策を推進するため、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においてはスクール・ゾーン等の設定を推進するとともに、地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大や自動車の交通規制の強化等を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における危険箇所の把握と解消に努めること。

その際、交通安全の観点のみならず、登下校時の児童生徒等の犯罪被害防止等にも配慮すること。

（３）自転車の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（令和４年１１月１日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を周知徹底すること。

特に、学校においては、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務とされていること、また、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年11月1日に施行）により、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日から、自転車について交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されることについて、児童生徒のみならず、自転車を利用する教職員や児童生徒の保護者に対しても、周知徹底すること。

その際、下記サイトに掲載されている警察庁作成の「自転車ルールブック」等を適宜参照・活用すること。

（参考：[自転車新しい制度 | 自転車ポータルサイト](#)（警察庁））

イ 小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室等の開催を通じて、反射材用品等の取付け促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などを周知し、安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守を促して、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認、車道の左側通行等自転車の通行方法、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進、傘差し等の片手運転の禁止やスマートフォン及びイヤホンを使用しながらの運転、夜間の無灯火走行の危険性について周知徹底を図ること。

ウ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、児童生徒等やその保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

（4）原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及び特別活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。

イ 多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転、あおり運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の涵養を図ること。

ウ 高等学校においては、電動キックボード等利用時における交通ルールの遵守や被害軽減のためのヘルメット着用の重要性について、正しい知識を周知するなど、安全教育の充実に努めること。

その際、下記、警察庁サイトに掲載されている「特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について」を適宜参照・活用すること。

（参考：[特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について](#)（警察庁））

（5）シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底等

ア 児童生徒・保護者に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト

着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 保護者に対し、チャイルドシートの使用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童等の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。特に、自転車に幼児を同乗させる際には、抱っこして同乗させることはできないことを周知すること。

2 学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、自転車の利用者に対して、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則が創設されていることや令和8年4月1日から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されること等を踏まえ、学生等の自転車や電動キックボード等、二輪車・自動車の利用状況等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、学生等の交通ルールの遵守や交通マナーの習得・向上を図ること。

特に、自転車や電動キックボード等、二輪車の運転者に対しては、それぞれの車両の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関して周知すること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。その際、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や、運転免許証の自主返納制度等の広報啓発にも努めること。

（本件連絡先）

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

TEL 03-5253-4111(内線 2695)

令和8年春の全国交通安全運動推進要綱

令和8年1月16日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目 的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期 間

- 1 運動期間 令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 令和8年4月10日（金）

第3 主 催

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車連盟、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、（一財）全日本交通安全協会、（公社）日本バス協会、（公社）全日本トラック協会、（公財）日本道路交通情報センター

第4 協 賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 全国重点

- （1）通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- （2）「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- （3）自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【趣旨】全国重点を3点とする趣旨は、以下のとおりである。

- （1）次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは極めて重要な課題であるところ、交通事故による幼児（※1）・児童（※2）の死者・重傷者は歩行中や自転車乗用中の割合が高い。また、歩行中の幼児・児童の死者・重傷者数は登下校の時間帯に多いほか、新学期が始まる4月から6月にか

けて死者・重傷者数が増加する傾向にあるなど、依然として通学路や地域住民の日常生活に使用される生活道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。加えて、こどもに限らず、交通事故死者数全体を状態別でみると、歩行中の割合が最も高く、その中でも高齢者の割合が約7割を占めているほか、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反や夜間の路上横臥が認められる。このため、こどもを始めとする歩行者の安全確保が急務であり、全ての歩行者に対し、歩行者が被害に遭う交通事故実態の周知を図り、正しい道路横断等を実践するよう促していく必要がある。

加えて道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）により、令和8年9月1日から生活道路における法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる。本改正は、中央線等のない生活道路の法定速度を引き下げるという国民生活に大きく関わるものであることから、国民に対する十分な広報啓発が必要である。あわせて、生活道路における歩行者の安全を確保するため、「生活道路は人が優先」という意識を国民に浸透させるとともに、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進する必要がある。

※1「幼児」とは未就園児及び就園児をいう。以下同じ。 ※2「児童」とは小学生をいう。以下同じ。

- (2) 近年、スマートフォン等の画像を注視するなどして自動車を運転する「ながらスマホ」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にある。また、死亡事故の3割以上が車両対歩行者の交通事故であり、いまだ横断歩道における自動車の一時停止が徹底されていないほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれ低下する傾向にある。このため、自動車等の運転者に対して、「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を図るとともに、シートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していく必要がある。

なお、75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、75歳未満の運転者の約2倍発生しており、特に車両単独事故の割合が高いことにも留意が必要である。

- (3) 全事故に占める自転車に関係する事故の割合は増加傾向にあり、自転車乗用中の交通事故死者数は65歳以上が約7割を占めており、負傷者数は15歳以上19歳未満の若年層の割合が顕著に高い。中学生、高校生の事故は、いずれも1年生が他学年より多く、下校中より登校中の事故が多いほか、通学に慣れてきた5月から6月に事故が多くなる傾向にある。また、自転車乗用中の死者の約半数は頭部に致命傷を負っているほか、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車乗用中の死亡・重傷事故において、自転車運転者の約4分の3に法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正道路交通法」という。）により、自転車運転中の「ながらスマホ」の禁止や酒気帯び

運転に対する罰則が創設されたほか、令和8年4月1日からは、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入される。このため、広く国民に対して、交通ルールについて分かりやすく周知し、その理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

特定小型原動機付自転車に関しては、自転車や一般原動機付自転車と比較して、全事故に占める飲酒運転による交通事故の割合が著しく高いという特徴があるほか、信号の遵守、車道通行の原則など、基本的な交通ルールが守られておらず、交通ルールの遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用を促していく必要がある。

2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

イ 「生活道路は人が優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

オ 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

(2) 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底

ア 歩行者が被害に遭う交通事故には、歩行者側にも横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間に飲酒等により道路に寝そべるなどの路上横臥によるものも多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進

イ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を上げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

ウ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）

等を踏まえた交通安全教育等の推進

エ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進

オ 高齢歩行者の死亡事故の特徴(65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど)を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化(例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

カ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

(1) 「ながらスマホ」の根絶

ア 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進

イ 業務運転中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

ア 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

イ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がいなかった状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい

着座方法等，正しい使用方法に関する広報啓発の推進

ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進

エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(6) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり，動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の周知の推進

(7) 外国人運転者の交通事故防止対策

ア 母国との交通ルールの違い等を理解するために啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進

イ レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知

ウ 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進

エ 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化

オ 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

(8) 二輪車運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性（車の死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若者層のみならず，中高年に対する二輪車安全運転の実践指導，交通安全教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは，原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり，無免許運転の禁止，歩道走行不可，乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

(1) 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守と新たなルールの周知

ア 令和8年4月1日から，16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されることを踏まえた，車道通行の原則，車道は左側通行，歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、夜間の無灯火走行，二人乗り，傘差し等の片手運転，イヤホン等を使用した運転，並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルール の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ウ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止，酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- エ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルール の分かりやすい周知や，「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた，民間事業者や団体，自治体，家庭，学校等の様々な教育主体による，それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- オ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保対策
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
 - ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
 - エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
 - オ 自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール の理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - ア 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転，信号無視等の悪質・危険な違反のほか，歩道走行等の通行区分違反，横断歩行者等妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
 - イ シェアリング事業者，販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルール の理解・遵守の徹底を促す取組の推進
 - ウ シェアリング事業者，販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては，交通事故により，いまだ多くの人々が犠牲になり，あるいは心身に被害を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され，第

5 及び第 6 に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」という。）が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用等の諸活動を展開し、又は支援するものとする。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人や在留外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組を更に推進するものとする。さらに、運動重点に掲げる項目に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行うものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の向上を図るものとする。特に、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開するものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援を行うものとする。その際、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化、若者の交通安全意識の向上等を図るため、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い年代の参画に努めるものとする。

ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による交通安全指導の推進
- (オ) 地域が一体となったこどもの見守り活動の充実
- (カ) 地域の交通安全活動に、当該地域の外国人コミュニティや居住・勤務する外国人の参加を促し、その取組を支援する活動の推進
- イ 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等における活動
 - (ア) こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践
 - (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消
 - (ウ) 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもを含めたチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ウ 中学校、高等学校、大学等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 地域の交通安全啓発活動への参加促進
- エ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動
 - (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
 - (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消
- オ 職域における活動
 - (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
 - (イ) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
 - (ウ) 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践
 - (エ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
 - (オ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
 - (カ) 二輪車乗車時の乗車用ヘルメットの正しい着用とプロテクター着用の促進、ペダル付き電動バイクの運転には運転免許が必要であることなどの正しい交通ルールの周知
 - (キ) 自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対する交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメット着用促進
 - (ク) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加促進
 - (ケ) 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記 1 に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第 8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙

協 賛 団 体

(順不同)

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国女性団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
NHK	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育連盟
(株)北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイムズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 交通安全振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS 協会	特定非営利活動法人全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(公財) 三井住友海上福祉財団	(一社) 交通事故医療情報協会
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	(一社) 日本フードデリバリーサービス協会
(一社) 公立大学協会	(一社) 日本電動モビリティ推進協会
全国公立短期大学協会	日本マイクロモビリティ協会
独立行政法人国立高等専門学校機構	(一社) 全国軽貨物協会
日本私立高等専門学校協会	(一社) 新日本運転代行連盟
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	

以上 158 団体

交通ルールを守って 交通事故ゼロへ!

通学路・生活道路における
こどもを始めとする
歩行者の安全確保

「ながらスマホ」の根絶や
歩行者優先等の
安全運転意識の向上

自転車・
特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底



令和8年4月6日(月)～4月15日(水)まで
春の全国交通安全運動

4月10日(金)は「交通事故死**ゼロ**を目指す日」です



チャイルドシート
着用推進シンボルマーク
「カチャビョン」

内閣府交通安全
オフィシャルサイト



4月10日 金 は 「交通事故死 ゼロ を目指す日」です

思いやり一つが、事故ゼロにつながる



1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保



安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
- 「ゾーン 30 プラス」の整備や通学路の点検など、人優先の安全・安心な通行空間を目指して対策を進めています。
- 令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30 km/hに引き下げられます。

横断前に左右確認!



歩行者も交通ルールを守ろう

- 「歩きスマホ」やイヤホンで音楽を聴きながらの歩行は注意力が散漫になり、車の接近や周囲の状況に気づくのが遅れるので大変危険です。
- 横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。



2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上



ながらスマホゼロ! 飲酒運転ゼロ! みんなで守る命!

- スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大事故の原因になります。運転に集中しましょう。
- 飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。わずかな飲酒でも判断力や注意力が鈍り、事故の危険が高まるため、飲酒後の運転は禁止です。



歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 横断歩行者がいる場合は必ず一時停止をして、歩行者に道を譲りましょう。



横断歩道では思いやりの心を忘れずに!



3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底



ヘルメット着用を徹底しよう!

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。
- ヘルメットの正しい着用は命を守る第一歩であり、万が一の事故の際に被害を大きく減らす効果があります。



自転車や特定小型原動機付自転車に乗る前に、 交通ルールを理解しよう

- 自転車、特定小型原動機付自転車は車両に分類されており、道路(車道)の左側の端に寄って通行することが原則です。
- 16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反に対して交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

春の全国交通安全運動

令和8年 4月6日 月 ~ 4月15日 水 まで